

令和8年度 倉敷市立沙美小学校 いじめ問題対策基本方針

いじめに関する現状と課題

- ・本校は全校の児童数が少なく、学年の枠を超えて交流や活動をすることが日常的にできている。しかし、発達段階の違いから理解の差が生じ誤解が生まれることもある。小さなトラブルが深刻ないじめへと変化していく可能性もあり、より多角的に児童の様子を把握し、いじめの早期発見に努める必要がある。
- ・本校は小規模校であり、クラス替えもなく、人間関係が固定化されやすい。保護者同士の関係も密接である。しかし、それだけに人間関係に問題が生じると、解決、改善が難しい場合もある。児童が自分たちの力で自主的に改善していこうとする力を育成していくことが課題である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・全職員でいじめに関する情報を共有する場を日常的に設け、いじめの早期発見につなげる。さらに6月、12月に生活アンケートを実施するとともに、教育相談週間に一人ひとりの児童と直接話すことで、いじめを積極的に認知し、学校全体で解消に向けて取り組むようにする。
- 〈重点となる取組〉
- ・校内人権週間を中心に、友達を大切にしようとする心情や自己肯定感・自尊感情を高める取組を全校的にを行い、いじめのない学校づくりを進める。
 - ・情報モラルについて計画的に指導するとともに、保護者や教員を対象とした研修を必要に応じて実施する。

保護者・地域との連携

〈連携の内容〉

- ・学校の教育方針やいじめ問題に対する考え方をPTA総会で説明し、保護者の理解を得る。
- ・学校運営協議会委員の方に、地域での児童の様子を中心とした情報提供を呼びかけ、校外でのいじめの早期発見につなげる。
- ・人権意識の高揚や情報モラルによるいじめに関する保護者研修会を実施する。

学 校

いじめ対策委員会

〈いじめ対策委員会の役割〉

- ・基本方針に基づく取組の実施や、発生したいじめ事案への対応

〈いじめ対策委員会の開催時期〉

- ・学期1回実施。その他必要に応じて随時

〈いじめ対策委員会の内容の教職員への伝達〉

- ・直近の終礼で全教職員に伝達

〈いじめ対策委員会の構成メンバー〉

- ・校外:PTA会長、スクールカウンセラー、SSW
- ・校内:校長、教頭、教務主任、人権担当、生徒指導主事、養護教諭、関係者

全 教 職 員

関係機関等との連携

〈連携機関名〉

- ・市教育委員会

〈連携の内容〉

- ・スクールカウンセラーの派遣
 - ・保護者支援のための専門スタッフの派遣
- 〈学校側の窓口〉
- ・生徒指導主事
 - ・教育相談担当

学校が実施する取組

① いじめの防止	<p>(児童の居場所づくり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎日の授業や学級活動、児童会活動等において、一人ひとりの児童が活躍できる場を設けることにより、自己肯定感や自尊感情を高めることができるようにする。また、学年間や学級内の人間関係が円滑になるよう配慮し、個々の児童の居場所をしっかりと確保する。 <p>(情報モラル教育の充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネットやSNSによるいじめを防止するために、情報モラルの授業を計画的に実施する。内容や時間・回数は、発達段階や学年の実態に応じて十分に検討する。
② 早期発見	<p>(生活アンケートの実施・相談ボックスの設置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全校児童を対象として6月、12月に実施する生活アンケートや日々の心と体の健康観察等を通して、いじめの積極的認知に努める。 <p>(教育相談の実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育相談週間を年2回設け、担任が一人ひとりの児童の話にしっかりと耳を傾けることで、いじめの早期発見を図る。 <p>(情報共有)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童や保護者から出た話題や、学校運営協議会委員からの情報を全教職員で共有することにより、いじめの積極的認知に努める。
③ いじめへの対処	<p>(いじめの有無の確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童がいじめを受けている疑いがある場合は、担任と生徒指導主事を中心に、すみやかに事実確認を行う。 <p>(組織的対応の検討)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織的対応を検討するために、いじめ対策委員会を開催する。 <p>(該当児童への支援・指導)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめを受けた児童に対しては、最後まで守り抜くことを最優先に、児童および保護者に対して継続的に支援を行う。 ・いじめをした児童に対しては、保護者の協力を得ながら、毅然とした姿勢で、適切な指導を行う。

倉敷市立沙美小学校 いじめ問題への対策に関する年間計画

	会議、委員会等	学校が実施する取組		
		① いじめ防止の取組	② 早期発見の取組	③ いじめへの対処
4月	○職員会議 基本方針の確認 ○PTA 総会 ○第1回いじめ対策委員会 ○生徒指導部会	○学級づくり(各学年・学級) ○浜のつどい		○発生事案への対処(随時) ○対応手順の確認 (いじめ対策委員会) (職員会議での共通理解)
5月	○職員会議	○運動会		
6月	○職員会議 ○人権講演会(保護者・教職員)	○山の学習(5・6年) ○人権標語の取組 ○第1回校内人権週間 (人権教育担当) ○第1回人権集会	○生活アンケートの実施 (教育相談担当) ○第1回教育相談週間(各学級)	○アンケート結果の検討(各学級) 必要に応じて対処
7月	○職員会議	○人権ポスターの作成	○保護者との個人懇談(各学級)	
8月	○職員研修 ○各種研修(各自)			
9月	○第2回いじめ対策委員会 ○職員会議	○参観日(人権についての授業) (各学年)		
10月	○職員会議	○秋の遠足(1～6年)		
11月	○職員会議			
12月	○職員会議	○第2回校内人権週間 (人権教育担当) ○第2回人権集会	○生活アンケートの実施 (教育相談担当) ○第2回教育相談週間(各学級) ○保護者との個人懇談(各学級)	○アンケート結果の検討(各学級) 必要に応じて対処
1月	○第3回いじめ対策委員会 ○職員会議	○ありがとうの会		
2月	○職員会議	○学習発表会		
3月	○職員会議	○6年生を送る会(児童会)		

年間を通して、行う取組

- ・さみっ子タイム(業間での縦割りなかよし遊び)
- ・いじめリーフレットの活用(各学年)
- ・グッドチケットの活用(自尊感情を高める)
- ・職員会議・終礼での情報交換